



平成23年6月3日

各位

会 社 名 株式会社ビジネス・トラスト
代表者の役職名 代表取締役社長 吉 木 伸 彦
(コード番号：4289)

問 い 合 わ せ 先 取締役 マネジ 鬼 形 貴 之
メント本部長

電 話 番 号 0 3 - 5 5 7 5 - 6 1 0 0

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成23年6月23日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項に係る定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) 変更の理由②」において定義いたします。）の全部取得について付議することを決議いたしました。あわせて、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項に係る定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

I. 当社定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

(1) 変更の理由

平成23年4月19日付当社プレスリリース「株式会社ヨシキホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び同日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、株式会社ヨシキホールディングス（以下「ヨシキホールディングス」といいます。）は、平成23年3月7日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成23年4月18日に終了しております。本公開買付けの結果、ヨシキホールディングスは、平成23年4月22日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式23,309株（平成22年10月31日現在における当社の発行済株式総数（28,903株）から当社が保有する自己株式数（3,185株）を控除した株式数（25,718株）に係る議決権の数（25,718個）を分母として計算した割合：90.63%）を保有するに至っております。ヨシキホールディングスは、平成23年3月4日付ヨシキホールディングスのプレスリリース「株式会社ビジネス・トラスト株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社を取り巻く厳しい経営環境において当社が今後更なる成長を遂げるためには、現在の経営環境を抜本的に見直し、短期的な売上や利益、株価にとらわれ

ず、事業構造を再構築する必要があると考えるに至ったとのことです。

当社としまして、平成23年3月4日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてご報告申しあげておりますとおり、当社のリーガル・アドバイザーである長谷川綜合法律事務所からの法的助言、株式会社エスネットワークスによる株式価値評価報告書、特別委員会からの答申の内容等を踏まえ、当社が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及び交渉を行った結果、当社の普通株式を非公開化したうえで上記経営改革を行っていくことが当社にとっても、また当社の一般株主の皆様にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達しました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、ヨシキホールディングスの完全子会社となるために、以下の①から③の方法（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）を実施することといたしました。

- ①当社の定款の一部を変更して、定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ②上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0004株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を0.0004株の割合をもって交付いたします。なお、ヨシキホールディングス以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に35,000円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。「定款一部変更の件－1」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件－1」が本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力が生じるものとしたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、110,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、110,000株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は100,000株とし、第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)</u>の発行可能種類株式総数は10,000株とする。</p> <p>(A種種類株式)</p> <p><u>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u>またはA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき、1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。<u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第16条の2 第12条、第13条、第15条および第16</u></p>

	<p>条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>② 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③ 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
--	--

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件－2」は、上記「定款一部変更の件－1」でご説明申しあげております本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件－1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.0004株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、ヨシキホールディングス以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更は、「定款一部変更の件－1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の定款変更案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力発生日は平成23年7月28日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件－1」による変更後の定款	追加変更案
<p>第2章 株 式 (新 設)</p>	<p>第2章 株 式 (全部取得条項) 第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.0004株の割合をもって交付する。</p>

II. 全部取得条項付普通株式取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件－1」でご説明申しあげておりますとおり、当社としましては、当社の普通株式を非公開化したうえで抜本的な構造改革を行っていくことが当社にとっても、また当社の一般株主の皆様にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達したことから、株主様のご承認をいただくことを条件として、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

本議案は、「定款一部変更の件－1」でご説明した本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件－1」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数につきましては、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0004株の割合をもって交付するものといたします。よって、ヨシキホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数は1株未満の端数となる予定です。

かかる株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に35,000円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を0.0004株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成23年7月28日といたします。

(3) その他

本議案に係る、全部取得条項付普通株式の取得は、「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本臨時株主総会において、「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」並びに「全部取得条項付普通株式取得の件」が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の定めるJASDAQにおける上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成23年6月23日から平成23年7月24日の間、整理銘柄に指定された後、平成23年7月25日をもって上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）において取引することはできません。

III. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成23年4月16日(土)
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成23年4月30日(土)
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成23年6月3日(金)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催	平成23年6月23日(木)
種類株式発行に係る定款一部変更「定款一部変更の件－1」の効力発生日	平成23年6月23日(木)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成23年6月23日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成23年6月24日(金)
当社普通株式の売買最終日	平成23年7月22日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成23年7月25日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成23年7月27日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更「定款一部変更の件－2」の効力発生日	平成23年7月28日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年7月28日(木)

IV. 支配株主との重要な取引等に関する事項

上記Ⅱの全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。当社が平成23年2月22日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」に記載している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」への本取得の適合状況は以下のとおりです。

当社は、本取得が支配株主との重要な取引等に該当することから、本取得の公正性を担保するために、上記「Ⅱ. 1」のとおり、A種種類株式の売却価格について、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に35,000円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として当社が講じた措置につきましては、平成23年3月4日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてご報告申し上げましたとおりです。）また、利益相反を回避するための措置として、ヨシキホールディングスの代表取締役を兼任している当社の代表取締役社長吉木伸彦氏は、本取得に関して当社と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、当社の取締役会における本取得に係る議案の審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場においてヨシキホールディングスとの協議・交渉には参加しておりません。

また、上記平成23年3月4日付当社プレスリリースにおいてご報告申し上げましたとおり、当社は、本公開買付け及びその後の各手続により当社の株式を非公開化させる一連の手続を行うことに関して、当社及びヨシキホールディングスから客観的かつ実質的に独立性を有する、社外監査役2名及び公認会計士であり当社の補欠監査役である者1名から構成される特別委員会を設置しております。当該特別委員会より、平成23年3月4日付けの答申において、本公開買付けの買付条件等の妥当性、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明することの是非、本公開買付け後に予定されるヨシキホールディングスによる当社の完全子会社化において少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、その他本取引の手続の公正性について検討が行われた結果、本取引は企業価値の向上に資するものであり、本取引に係る交渉過程は公正であると認められ、本取引により少数株主に交付される対価は相当である旨の意見を入手しております。

加えて、平成23年6月3日開催の当社取締役会における本取得に関する議案については、吉木伸彦氏以外の全ての取締役の出席の下、本取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を出席取締役全員一致により決議しました。また、上記取締役会には社外監査役を含む全ての監査役が審議に参加し、参加した監査役全員が、取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

以上